

平成 30 年度栗東市小規模事業者持続化補助金の概要

1. 背景と目的

国の小規模事業者持続化補助金制度を活用して地道な販路開拓等の取り組みを行う市内小規模事業者に対して、市による上乗せ補助を行い、小規模事業者の経営活動を後押しし、地域の活性化を図るために実施します。また、平成29年度に実施された「市民と事業者の意見交換会」での、事業者の積極的な情報発信への取り組みに対しての意見を踏まえ、既存制度を活用した中で、栗東市の上乗せ補助率を一部 1/2 から 2/3 へ引き上げるもの。

2. 制度期間

平成 29 年度から継続で、平成 30 年度まで

3. 内容

国の補助制度である小規模事業者持続化補助金制度を活用し、市による上乗せ補助を行う。

4. 補助対象者

市内に事業所を有する小規模事業者であって、全国商工会連合会及び日本商工会議所が定める小規模事業者持続化補助金交付要綱に基づく、「小規模事業者持続化補助金」の採択を受けた事業を実施する者

5. 補助額 (平成30年度)

補助対象	国補助金	栗東市 上乗せ補助金		
		経費区分	基準限度額	合計基準限度額
販路開拓等	補助率 2/3 以内 (上限額 50 万円)	広報費	補助率 2/3 以内 (上限額 16.5 万円)	左記基準限度額を 合算する場合 (上限額 16.5 万円)
		広報費以外	補助率 1/2 以内 (上限額 12.5 万円)	
	下欄のいずれかの取り組みを 行う場合は (上限額 100 万円) ①従業員の賃金を引き上げる取り組み ②買物弱者対策に取り組む事業 ③海外展開に取り組む事業	広報費	補助率 2/3 以内 (上限額 33 万円)	左記基準限度額を 合算する場合 (上限額 33 万円)
		広報費以外	補助率 1/2 以内 (上限額 25 万円)	

○広報費はパンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため、および広告媒体等を活用するために支払われる経費である。

【対象となる経費例】

ウェブサイト作成や更新、チラシ・DM・カタログの外注や発送、新聞・雑誌・インターネット広告、看板作成・設置、試供品、販促品（例：商品・サービスの宣伝広告が掲載されたポケットティッシュ等）

○広報費以外の補助対象経費は、機会装置等費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雜役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費、委託費、外注費がある。

■予算

5,000千円

6. 実績等

区分	平成 28 年度	平成 29 年度
申請件数	42 件	59 件
交付件数	23 件	31 件
広報費のみ（経費）	14 件	20 件